

最終更新日:2015年3月31日

オブテックス株式会社

取締役会長兼代表取締役社長 小林 徹

問合せ先:取締役兼執行役員管理統括本部長 東 晃

証券コード:6914

http://www.optex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、株主、投資家をはじめ、顧客、社会からの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることが最大の使命であると認識しております。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけ、経営の透明性向上と、公正かつ迅速な意思決定を伴う経営システムの維持及び経営監視機能の強化を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 徹	1,374,975	8.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,238,300	7.29
有本 達也	1,069,425	6.29
ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズオーディナリー アカUNT 107501	667,400	3.92
ビーエヌワイエムエル ノン トリーティー アカUNT	563,400	3.31
栗田 克俊	459,565	2.70
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT	425,000	2.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	412,300	2.42
エイチエスピーシー ファンド サービスィーズ クライアンツ アカUNT 006	269,500	1.58
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025	267,700	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から、平成26年4月21日付で大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、平成26年4月15日現在で1,579,400株(株券等保有割合9.30%)の株式を保有している旨の報告を受けました。

しかし、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

子会社であるオプテックス・エフエー株式会社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に上場しております。
当社は、当該子会社の経営の独立性を確保しつつ、当該子会社の株主として、株主総会に諮られる議案に対する議決権行使の方針を、取締役会において審議・決定した上で、取締役会が指名した者が当該子会社の株主総会に出席し、その議決権を行使しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑野 幸徳	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑野 幸徳	○	同氏は平成6年3月～平成12年10月まで当社社外監査役でありました。	当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から大手電機メーカーにおける代表取締役の職務経験に基づく、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見からの的確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化するため社外取締役に選任しております。また、当該取締役は当社及び当社グループ、主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当該会計監査人とは、定期的に監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討を行っております。

当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄のグループ経営監査室(4名)を設置しており、各部門及び子会社の業務執行について、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、必要な内部監査を実施しております。監査結果につきましては、原則毎月1回代表取締役社長に報告するとともに、監査役会(監査役)に対しても定期的に内部監査の状況を報告し、監査に関する重要な事項については適宜協議するなど、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾迫 勉	他の会社の出身者													
村瀬 一郎	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾迫 勉		――	当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識及び経験に基づき、その職務を適切に遂行することができると判断したため。
村瀬 一郎		同氏は、公認会計士事務所の所長であり、また、当社子会社の社外監査役を兼任しております。	当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から公認会計士・税理士として、豊富な知識と情報をもとに、特に経理・財務面での監査を効率的かつ効果的に実施するため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、取締役に対して業績連動報酬を導入しております。当該業績連動報酬は、当該事業年度の「連結経常利益増減率」、「連結売上高計画達成率」および「連結当期純利益額」から一定の計算式に基づき支給総額を算出（支給総額の上限は「連結当期純利益の4%まで」とし、かつ1億円を超えない額）し、各取締役の年俸額（固定部分）比例により配分いたします。

また当社は、役員退職慰労金制度を廃止する一方で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額5千万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションを付与することを導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員退職慰労金制度を廃止する一方で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額5千万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションを付与することを導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額及び員数を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績目標の達成度に応じた業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権で構成されております。基本報酬は、各取締役の役職・職責、当社経営環境及び業績等を考慮して、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が一定の基準に基づき決定しております。業績連動報酬は、事業年度の終了後に業績目標の達成度に応じて、「業績連動報酬規程」に規定する算定方法に基づき、取締役会において決定しております。株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、別途定めた「ストックオプション報酬規程」に基づき取締役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従のスタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理本部、グループ経営監査室等の関係部署が対応しております。なお、取締役会等重要会議の開催に際しては、事前に資料を配布し、必要に応じて事前説明を行う体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

当社は、法令で定められた事項や経営の基本方針等、重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、執行機関として経営会議（執行役員会）及び監査機関として監査役会を基本機構としております。

1. 取締役会

取締役会は、取締役7名で構成され、原則毎月1回以上開催し、コーポレート・ガバナンスを含めた経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行っております。また、当社と特別な利害関係を有しない社外取締役1名を選任することにより、第三者的立場からの監督や助言を受けつつ経営判断の迅速性と透明性を確保しております。なお、取締役会には監査役3名が出席し、取締役会の業務執行について、適法性・妥当性を監査しております。

2. 監査役会

当社は、監査役制度を採用し、監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名を社外監査役とした監査体制としております。各監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、監査に構成する重要な事項等の報告・協議・決議を行っております。また、取締役会、経営会議（執行役員会）等の重要会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧、業務及び財産の状況調査により、厳正な監査を実施しております。更

に、グループ全体の監査状況を把握し課題を検討するため に、原則年2回、海外を含めた全ての子会社の監査役もしくは監査担当役員によるグループ監査役会を開催しております。

3. 会計監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けて おります。当該監査人は監査役会及びグループ経営監査室と緊密な連携を保ち、定期的に監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討するなど、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。 なお、直前事業年度(第36期 平成26年1月1日～平成26年12月31日)において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 安藤泰蔵

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木朋之

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 12名 その他 15名

当該監査法人は従来より自主的に業務執行社員について、一定の期間を超えて継続的に関与することのないよう措置をとっております。

4. 経営会議(執行役員会)

経営会議(執行役員会)は、取締役、監査役及び執行役員等で構成され、原則毎月1回開催し、経営及び業務執行に関する重要事項の審議を行うほか、業務執行状況の報告を行っております。

5. コンプライアンス推進委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を取締役会の直轄組織として設置し、遵法精神の醸成及び企業倫理に基づく企業活動の徹底を図るための重要方針の審議・推進を行っております。また、「オブテックスグループ行動規範」を制定し、当社グループ全役職員に周知徹底することにより、グループをあげて遵法経営の実践を目指しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの企業統治は、現行の監査役制度を通じて、効果的かつ効率的に実施されております。当社グループの事業規模及び組織構造を踏まえた場合、現行の体制は、監査の独立性の確保と企業統治の効率性を達成する上で、最適であると考え現行の企業統治の体制を採用しております。

当社は、当社と特別な利害関係を有しない社外取締役1名を選任しております。社外取締役は、取締役会において豊富な経営経験に基づいた発言を行い、当社グループの経営体制を強化するための重要な助言を行っております。

また、社外監査役に公認会計士・税理士の資格を有する人物を1名選任しており、財務及び会計に関する専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は招集通知の早期発送に努めております。直近の定時株主総会(2015年3月28日開催の第36回定時株主総会)においては、開催日の22日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため、毎年3月下旬に株主総会しております。当社は、より多くの株主の皆様は株主総会へご出席いただけるよう、毎年土曜日に株主総会を開催しております。
その他	自社ホームページ(http://www.optex.co.jp/)に招集通知の全文を掲載しております。毎年、株主総会終了後に株主説明会を開催し、代表取締役社長から今後の方針等の説明を行うとともに、当社役員、執行役員との懇親会を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とする会社説明会を適宜実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算発表後、アナリスト・機関投資家を対象とする決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家を対象とする会社説明会等を適宜実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆様へ」において、決算短信・有価証券報告書・決算説明会資料・株主総会招集通知・株主通信・適時開示資料等を掲載しております。 (http://www.optex.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内に広報・IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オプテックスグループ行動規範」において、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会など全てのステークホルダーからの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、独自の環境方針を掲げ、開発設計段階から環境調和型の製品づくりを目指しております。また、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得しております。 当社グループは、「地域社会への貢献」に取り組んでおり、全国の小・中・高校並びに障害児教育諸学校等の団体を対象とした「びわ湖環境体験学習」を支援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「オプテックスグループ行動規範」において、全てのステークホルダーに対して、法制度に基づく情報開示だけでなく、経営理念・経営方針・事業活動・社会貢献活動等の社会とのかかわりに関する情報においても積極的、かつ的確に発信し説明責任を果たす旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家をはじめ、顧客、社会からの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることが最大の使命と認識しております。当社グループは、これらを実践するために、適切な組織、規定、ルールの制定、モニタリングを行う体制として、内部統制システムを整備・維持し、これを常に見直しつつ改善を行い、適法かつ効率的な業務の執行体制の確立を図ることを基本的な方針としております。

2. 整備状況

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則等の規定に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備について、以下のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- 監査役は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、行動規範を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
- 内部監査部門として代表取締役社長直轄のグループ経営監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査役会に対しても内部監査の状況を報告する。
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するために委員会を設置しその体制を整備する。
- 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行に当たっては、取締役と執行役員が役割分担等を行い、効率的な業務執行を行うものとする。
- 意思決定の迅速化のため、業務分掌規定及び職務権限規程等社内規定を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、経営会議での審議を踏まえて取締役会の意思決定に資するものとする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社グループ企業全てに適用する行動指針として行動規範を定め、グループ企業全体において遵法経営実践する。
- グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事業部門と連携し、子会社統治規程など関連規定に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役会に報告する。また、これに係わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役及び監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- 当社グループ企業全ての監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的にグループ監査役会を開催し、意見交換を行う。
- 内部監査部門は、監査役との情報交換を含め連携を密にする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

3. リスク管理体制の整備状況

当社グループは、事業リスクマネジメントを推進及び統括するための組織として「リスクマネジメント特別委員会」を設置して

おります。

「リスクマネジメント特別委員会」では、事業運営に関するリスクを洗い出し評価を行い、重要度の高いリスクについては関係部門に対策を指示するなど、リスクマネジメントを継続的かつ安定的に運用するための仕組みを整備しております。また、従業員からの相談等に対応するため「相談窓口担当者」を設置し、職制ラインから切り離して相談ができる体制を構築するとともに、直接、顧問弁護士に対して匿名により相談・告発が可能なくみを構築いたしております。更に、「個人情報保護方針」を定め、「個人情報取扱規定」を制定し、個人情報の保護や管理の改善に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、上記内部統制基本方針に基づき、反社会的勢力の排除に向けて反社会的行為・団体等との関係を遮断し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨む方針であります。また、当社グループの行動指針である「オプテックスグループ行動規範」に反社会的勢力に対する行動基準を明示し、役職員に対し、確固たる倫理観に基づいて行動するよう周知徹底しております。更に、地域警察を交えた他企業との意見交換や研修活動に参加し、反社会的勢力排除に向けた対応を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 決算に関する適時開示

決算短信等、決算に係わる会社情報(連結及び当社個別)に関しましては、管理本部長の管理下にあつて、経理部門、広報・IR室部門及び総務部門等が連携して原案を作成し、情報開示担当取締役の了承を得て、取締役会に諮ります。

取締役会の承認決議の後、管理本部長は広報・IR室に開示に関する指示を行い、同室が開示に関する作業を実施いたします。なお、期末及び四半期における決算短信等の作成に当たっては、監査法人の監査及び指導を受けております。

(2) その他開示事項の適時開示

各部門において決定または発生した事実は、経営会議を通じて、もしくは各部門責任者より直接、管理本部に集約され、情報開示担当取締役の了承を得て、取締役会に諮ります。

開示すべき重要な意思決定事項が取締役会で決議された場合、管理本部長から広報・IR室に開示に関する指示を行い、同室が速やかに開示に関する作業を実施いたします。

また、迅速に開示すべき重要事実の発生の場合、情報開示担当取締役の了承を得て、代表取締役社長の承認により開示をいたします。この場合も、開示に関する作業実施は、管理本部長の指示により、広報・IR室が実施いたします。

但し、開示基準に該当しない新製品の発表などのプレスリリース等に関しましては、管理本部長の承認により、広報・IR室が実施する場合があります。

(3) 適時開示に対するグループ関係者への徹底及び企業情報管理

当社グループでは、適時開示の重要性に関して「オプテックスグループ行動規範」に下記抜粋のとおり明記し、和文・英文対訳にて作成して、国内、海外の全関係会社に配布、または、ホームページに掲載し、全ての役職員及び関係者に徹底いたしております。

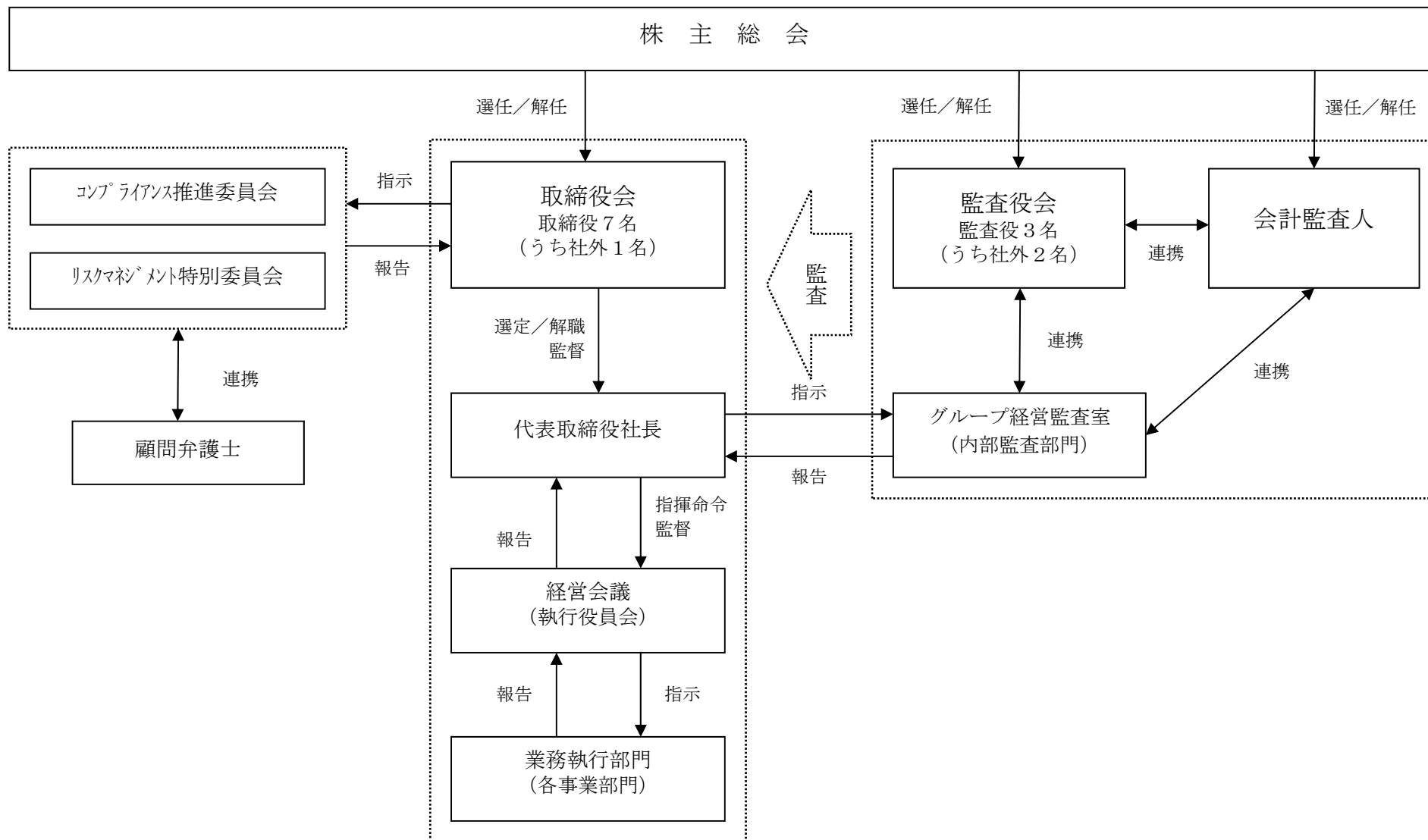
また、「情報管理規定」にて社内外に情報開示を行うための基本事項を定めております。さらに、役職員がその職務に関して取得した内部情報の管理、役職員の株式等の売買等の規制、及び役職員の服務に際し遵守すべき基本的事項を定めた「内部者取引管理規程」を制定し、内部者取引(インサイダー取引)の未然防止をはかっております。

(オプテックスグループ行動規範 抜粋)

第4章

3-(3) 情報開示と広報

私たちは、すべてのステークホルダー(お客様、取引先、株主・投資家、地域社会など)に対して、関係法令に基づく情報開示だけでなく、会社の経営方針、事業活動、CSR活動などの社会との関わりに関する情報についても、積極的かつ的確に発信し、説明責任を果たします。



適時開示開示体制の概要（模式図）

